

# コンパス通信

都城市八幡町 1-17

社会保険労務士法人 コンパス

TEL : 0986-21-1813 FAX : 0986-21-1812

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

**令和3年8月号**

## 【お盆休みにつきまして】

晩夏の候、顧問先様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、誠に勝手ながら**8月9日（月曜日）**は本年の祝日の変更に伴い休業させていただきます。8月11日は営業日と致します。また、**8月12日（木曜日）から8月16日（月曜日）**まで休業させていただきます。給与計算の日程等ご迷惑をおかけいたしますが、弊所担当職員と協議頂き、事前の調整を頂けますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

## 【法改正】基本手当日額が変更されます（令和3年8月1日～）

**令和3年8月1日から、雇用保険の「基本手当日額」が変更**されます。令和2年度の平均給与額が令和元年度と比べて1.22%下落したことおよび最低賃金日額の適用に伴うものです。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。具体的な変更内容は以下のとおりです。

### 【年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額】

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	13,690	13,520	6,845	6,760 (-85)
30～44歳	15,210	15,020	7,605	7,510 (-95)
45～59歳	16,740	16,530	8,370	8,265 (-105)
60～64歳	15,970	15,770	7,186	7,096 (-90)

### 【賃金日額・基本手当の下限額（最低額）】

年齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
全年齢	2,574	2,577	2,059	2,061 (+2)

### 【高年齢雇用継続給付について】

また、高年齢雇用継続給付についても、8月1日以後の支給対象期間から次のとおり変更されます。

- 支給限度額 360,169円 → 363,359円
- 最低限度額 1,984円 → 2,000円

### 【60歳到達時等の賃金月額】

1. 上限額 472,500円 → 476,700円
2. 下限額 74,400円 → 75,000円

### 【育児休業給付について】

育児休業給付についても、8月1日以後の支給対象期間から次のとおり変更されます。

- 支給限度額 上限額（支給率 67%） 301,701円 → 304,314円
- 上限額（支給率 50%） 225,150円 → 227,100円

## 労災認定の新たな基準が追加されました

7月16日、厚生労働省の「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」は、約1年にわたって重ねてきた検討結果をまとめた報告書を公表しました。業務による「長期間にわたる疲労の蓄積」と「発症に近接した時期の急性の負荷」が発症に影響を及ぼすとする現行基準の考え方は妥当であるとしたうえで、下記の新たな基準を取り入れられることとなりました。

### 【脳・心臓疾患の労災認定の新しい基準】

- 労働時間のみで業務と発症との関連性が強いと認められる水準（注）には至らないが**これに近い時間外労働が認められ、加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるとき**には、業務と発症との関連性が強いと評価できる
- 労働時間以外の負荷要因として、「**休日のない連続勤務**」、「**勤務間インターバルが短い勤務**」および「**身体的負荷を伴う業務**」を新たに規定

注1. 発症前1カ月間に特に著しいと認められる長時間労働（概ね100時間を超える時間外労働）に継続して従事した場合

注2. 発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、著しいと認められる長時間労働（1カ月あたり概ね80時間を超える時間外労働）に継続して従事した場合には、業務と発症との関連性が強いと判断されます。また、1カ月あたり概ね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると判断されません。

## 【助成金】最低賃金と雇用調整助成金について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、雇用調整助成金の特例措置が9月30日まで延長されることが決定しました。判定基礎期間の初日が**令和3年5月1日以降の場合の支給申請様式は変更**されておりますので、厚生労働省HPに掲載している最新の様式をご確認ください。

また、中央最低賃金審議会は、2021年度の最低賃金を全国平均で28円を目安に引き上げ、時給930円にすると決めました。上昇率は3.1%で、28円の引き上げ幅は過去最大となる見込みです。なお、宮崎県・鹿児島県につきましては821円になる見込みです。

政府は最低賃金3%引上げに向け、雇用調整助成金など複数の補助金について、時給を引き上げる中小企業が受け取れるよう給付要件を見直すことを決めた。最低賃金が引き上げられる10月から3カ月間、時給を上げる中小企業に対して、雇用調整助成金の休業規模要件をなくすなどして負担を軽減することを発表しています。

### 【新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援】

- 年末までは中小企業の最大9/10以上の助成率を維持する（注1）
  - 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3カ月間、休業規模要件（注2）を問わずに支給する
  - 特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業も産業雇用安定助成金の助成対象とする
- 注1. 上限額については、骨太方針2021における「感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に沿って対応するとされています。
- 注2. コロナ特例として、休業（短時間休業を含む）の延べ日数が所定労働日数の1/40（2.5%）以上とされています。

**お問い合わせは当法人まで！**